

【家庭用需要家】

評価項目と評価の観点(基準)

大分類	評価(公表)項目	評価項目の解説	評価の観点(基準)		法定項目(参考)
			GOOD	EXCELLENT	
1. 保安管理体制	(1) 保安の確保に関するマネジメント	自主保安の確保およびその維持向上に関する取組方針を表明していること。	自主保安の確保およびその維持向上に関する取組方針を表明している。「(表明している)とは、需要家に積極的に伝えたいという意志を持って、わかりやすい表現で公表していること。以下同じ。)		【関連法令等】 ・ガス事業法 第160条 第1項 ・小売保安省令 (保安業務規程) 第12条 表中 二 保安業務を管理する者の職務及び組織に関すること。 三 保安業務を管理する事業所ごとの保安業務監督者の選任に関すること。 【具体的な内容】 ・保安業務規程に基づき、保安業務を的確に遂行するために必要な保安管理体制(事業所拠点毎の保安管理組織等)を整備すること。
	(2) 保安管理体制の整備	自主保安の取り組みを遂行するための管理体制が整備されていることを表明していること。	自主保安の取り組みを遂行するための管理体制が整備されていることを表明している。		
	(3) 保安教育・訓練の実施等	保安従事者に対する教育、訓練の実施に必要な措置が取られていることを表明していること。	保安従事者に対する教育、訓練の実施に必要な措置が取られていることを表明している。		
2. 保安業務	(1) CO中毒事故防止対策 (消費機器等の不具合に起因するCO中毒事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)				
	①非安全型機器の換気に向けた取組促進に係る取組	非安全型機器の取組促進に寄与する取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、非安全型機器の取組促進について、独自に工夫し、需要家にとってわかりやすい一方的な伝達手段・手法により周知を実施している。(「実施している)とは、当該取組を実施することについて、内部規程(社内マニュアル等)、ホームページ、チラシなどいずれかで謳っていること。以下同じ。)	左記の内容に加え、非安全型機器の取組促進について、需要家に対して対面説明するなど双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。	【関連法令等】 ・ガス事業法第159条第1項 ・対象機器：小売保安省令第2条第1項第2号ロの表中(2)～(6) ・周知内容：小売保安省令第2条第1項第1号 ハ 消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項 ヘ 次号の表の上欄(4)に掲げるふろがまに係る排気箇の点検に関する事項 リ いかちまで(に)掲げるものほか、ガス使用に伴う危険の発生防止に關し必要な事項 【対象機器】 ・不完全燃焼防止装置(以下不燃防)なし小型湯沸器 ・浴室内設置不燃防なしCF式ふろがま ・室内設置不燃防なしCF式及びFE式湯沸器 ・室内設置不燃防なしCF式ふろがま ・不燃防なし金網ストーブ 【周知内容】 ・消費機器を設置又は使用する場合の換気の必要性(ハ) ・また、給排気設備は異常のないよう時々点検が必要があること。(ハ) ・浴室内設置不燃防なしCF式ふろがまを所有する需要家に対する周知に関すること。(ヘ) ・ガスの安全使用に係る必要な事項(リ) ・消費先の事故を防止するための安全設備、安全装置付き機器等の事故防止機能にかかること。(リ)
	②消費機器調査時の換気助行等の安全使用に係る取組	換気等の安全使用に係る取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、換気助行等、消費機器の安全使用に効果的な周知等について、独自に工夫し、需要家にとってわかりやすい一方的な伝達手段・手法により実施している。	左記の内容に加え、換気助行等、消費機器の安全使用について、需要家に対して対面により説明するなど双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。	【関連法令等】 ・ガス事業法第159条第1項 ・周知内容：小売保安省令第2条第1項第1号 イ 消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項 ロ 消費機器の管理及び点検に関する事項 ハ 消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項 【周知内容】 ・供給するガスの種類と消費機器に表示されているガスの種類が適応していること。(イ) ・適応していない場合の危険性(イ) ・消費機器の操作や日常の管理については、取扱説明書によること。(ロ) ・誤った操作や日常の管理を怠った場合、事故になる恐れがあること。(ロ) ・消費機器を設置又は使用する場合の換気の必要性について。(ハ) ・また、給排気設備は異常のないよう時々点検が必要があること。(ハ)
(2) ガス漏えいによる爆発、火災事故防止策 (消費機器等の不具合に起因するガス漏えいによる爆発又は火災事故を未然に防止するための自主保安活動の項目)					
3. 需要家への安全教育・啓発	①消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法の周知に関する取組	消費機器の正しい操作方法や安全な使用方法の取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法について、独自に工夫し、需要家にとってわかりやすい一方的な伝達手段・手法により周知・啓発活動を実施している。	左記の内容に加え、消費機器の正しい操作方法・安全な使用方法について、需要家に対して対面により説明するなど双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。	【関連法令等】 ・ガス事業法第159条第1項 ・周知内容：小売保安省令第2条第1項第1号 ロ 消費機器の管理及び点検に関する事項 ハ 消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項 【周知内容】 ・供給するガスの種類と消費機器に表示されているガスの種類が適応していること。(イ) ・適応していない場合の危険性(イ) ・消費機器の操作や日常の管理については、取扱説明書によること。(ロ) ・誤った操作や日常の管理を怠った場合、事故になる恐れがあること。(ロ) ・消費機器を設置又は使用する場合の換気の必要性について。(ハ) ・また、給排気設備は異常のないよう時々点検が必要があること。(ハ)
	②ガス栓や接続員の正しい接続方法の周知・確認に関する取組	ガス栓や接続員の正しい接続方法に関する取組を実施していること。	法定項目の内容に加え、ガス栓・接続員の正しい接続方法に關し、独自に工夫し、需要家にとってわかりやすい一方的な伝達手段・手法により周知・啓発活動を実施している。	左記の内容に加え、ガス栓・接続員の接続不備等が起因の事故を防止するため需要家に対して対面により説明するなど双方向的な伝達手段・手法により取組を実施している。	【関連法令等】 ・周知：ガス事業法第159条第1項 ・周知項目：小売保安省令第2条第1項第1号 ロ 消費機器の管理及び点検に関する事項 【周知内容】 ・消費機器の操作や日常の管理については、取扱説明書によること。 ・誤った操作や日常の管理を怠った場合、事故になる恐れがあること。
4. 他の制度による保安表彰の受賞歴	(1) 本制度以外の保安表彰受賞履歴	事業者の保安の取組が他の表彰評価制度により、表彰されたこと。示す。(平成29年4月以降の実績であって、評価する時点の過去5年間に評価されたものに限る。)	事業者の保安の取組が、国、自治体、業界などからの保安表彰など、他の表彰評価制度により、表彰され、評価されたことがある。		
		需要家に対して、保安PR活動等を実施している。	取組事例： ①テレビ、ラジオによる保安PR活動の実施 ②新聞、一般向け雑誌、ミニコミ誌等による保安PR活動の実施 ③保安PRポスターの掲示、ホームページでの広報、リーフレットの配布 ④展示会等における保安PR活動の実施 ⑤防災フェアにおける保安PR活動の実施 ⑥学校での前保安教育の実施 ⑦防災・保安施設見学の開催、など		

※周知内容については、通達「7頁公第71号」消費機器に関する周知及び調査の制度の運用についてを参照して記載。